

# 「日本美術教育研究論集」論文投稿規程

## 1 論文の投稿資格（受理基準）

- (1) 論文投稿者は、単著・共著ともに公益社団法人日本美術教育連合の正会員である
- (2) 投稿論文の筆頭著者が、論文投稿年度における「日本美術教育研究発表会」の発表者である
- (3) 正会員である論文投稿者が期日（投稿締め切り日）までに、年度会費および本規程の定める論文掲載料を完納している

## 2 投稿論文の範囲・内容

- (1) 投稿論文の内容が、美術教育に関する内容である
- (2) 投稿論文の内容及び研究手続きにおいて、人権及び研究倫理全般に抵触していない
- (3) 投稿論文の題目と内容が、日本美術教育研究発表会における発表内容と同じである
- (4) 投稿論文の内容が、未発表かつオリジナルの内容である（再投稿は次年度以降可）
- (5) 投稿論文の内容が、投稿された各郡の下記の種別内容（Ⅰ～Ⅲ群）に適合している
  - Ⅰ群（理論・実践研究論文）：理論的・実践的な実証に基づいた独創的な知見をもつ論考
  - Ⅱ群（実践研究報告等）：さまざまな教育現場における優れた実践を報告している
  - Ⅲ群（研究ノート）：将来の研究に繋がる問題提起ならびに先行研究や事例を紹介している

## 3 掲載の条件

- (1) 投稿論文中で作品の図版や写真・動画からのキャプチャ画像など、著作権に保護されているもの及び肖像権を有する場合には、投稿者が事前に著作権者・出版社・所有者・本人もしくは保護者などの許諾を得ている（例：大学の研究倫理委員会の承認、または責任の所在が投稿者に帰する）
- (2) 投稿論文が、投稿時にエントリーした論文種別（Ⅰ群・Ⅱ群・Ⅲ群）の内容に適合している
- (3) Ⅰ群・Ⅱ群・Ⅲ群ともに、本文及び図版について、事項4に示す「論文の書式」を厳守している
- (4) Ⅰ群への投稿論文は「英文サマリー」を有し、ネイティブチェック等による投稿者の責任に基づき、当該論文の概要を適切に記している

## 4 論文の書式

- (1) Ⅰ群・Ⅱ群・Ⅲ群ともに、本文および図版（写真・表・図等）、及びⅠ群のみの「英文サマリー」を含め、次に示す文字数、表記の形式をとることとする
  - ① 1頁分の構成と文字数は、A4判・横書き・2段組、23字×44行×2段＝2024字
  - ② 8頁（Ⅲ群のみ6頁も可）を原則とし、12頁を上限とする
  - ③ 題目（副題）、所属、氏名は、第1頁の1行目から2段取り（1段組に統合）で記載し、本文は10行目から2段組で書き始め。なお、題目の英語表記、所属、氏名の英文表記もこれに含む  
※現職をもち大学院等に所属する場合はどちらか一方の所属を選択して記す  
※学部・大学院に所属する学生は、学年・年次も記す
  - ④ 共通の項立て・見出しを用い、以下の番号と見出し語のみを使用する  
大項目 1. 2. 3. [全角数字] …、中項目 (1) (2) (3) …、小項目 ① ② ③…
  - ⑤ 図表は、十分な解像度（印刷実寸で300～350dpi）があり、グレースケール印刷でも細部まで判別できる（図表等の画像データは、掲載確定後に本文テキストと別フォルダにて提出を求める）
  - ⑥ 投稿後のカラー頁への変更及びその逆への変更は、原則として認められない

## 5 論文の掲載料

- (1) I群・II群・III群ともに掲載料は、一般（給与を得ている内地留学生等を含む）15,000円、院生・学生8,000円とする（現職をもち大学院に在籍する時／無給期間は、記載する「所属」に準ずる）
- (2) 8頁から2頁増ごとに6,000円を①に加算（奇数頁の場合でも余白頁を含めて2頁増として計算）  
（例）10頁では、一般21,000円、院生・学生14,000円  
12頁では、一般27,000円、院生・学生20,000円
- (3) カラーページの場合は、1頁につき12,500円を加算
- (4) 抜き刷り（一律50部）は、8頁モノクロで7,000円、2頁増ごとに2,000円を加算する  
抜き刷りのカラーページは、1頁ごとに2,000円を加算する
- (5) 論文掲載料は下記の所定口座に納入し、送金証明書（利用明細書のコピー等）を投稿論文に同封する
  - ① 口座記号番号：00170-1-86036（右寄せで記入） 郵便振込
  - ② 加入者名：公益社団法人日本美術教育連合
  - ③ ご依頼人：郵便番号、住所、氏名、電話番号、所属
  - ④ 通信欄：例）掲載料15,000円（一般、8頁）  
+増頁分6,000円（2頁増の場合）=21,000円（計10頁）  
※ 抜き刷りを希望の場合はその旨明記し、必要な金額を加算
- (6) 査読の結果、掲載に至らない場合は、納入した掲載料の内5,000円（院生・学生3,000円）を引いた金額を返金する

## 6 査読基準

- (1) 査読審査においては、主査・副査で構成する査読者の評価を論集編集委員会が集約し、理事会・運営委員会が公正かつ客観的な評価により承認されるもの
- (2) 本規定による1論文の投稿資格、2投稿論文の範囲・内容、3掲載の条件、4論文の書式などの要件・要領を全て満たしていること
- (3) 学術的論考としての一般的な基準（問題意識、研究目的・方法の妥当性や信頼性、主題内容の新規性・有用性、言語表記や構成の論理性、文献の扱い、倫理指針）に問題がないこと
- (4) 査読の判定基準は、下記に示す「A」「B」「C」の3段階とする。  
「A」：そのまま掲載可（投稿者は、査読者の許可なく投稿原稿に一切の変更を加えられない）  
「B」：修正等の条件付きで掲載可（投稿者は査読意見に沿って指摘箇所を修正する。但し、査読者が指摘した箇所または内容と異なる修正、論文の趣旨に係る大幅な内容の変更や加筆は加えられない。また、掲載確定後の著者校正においても同様とする）  
「C」：掲載不可（論考内容や書式等に容易に修正できない問題、掲載条件の不履行等を含む）  
なお、3名の査読者の判定結果は下記に示す要領に基づいて総合的に評価し、論集編集会議にて最終確認される  
「A」 A A A（掲載）  
「B」 A A B（条件付掲載）・ A A C（条件付掲載）・ A B B（条件付掲載）  
A B C（条件付掲載）・ B B B（条件付掲載）・ B B C（条件付掲載）  
「C」 A C C（掲載不可）・ B C C（掲載不可）・ C C C（掲載不可）
- (5) 掲載不可となった論文の再投稿は、次年度以降の新規投稿として受け付け、査読審査を行う
- (6) 投稿者は、査読結果に関する異議申し立て等について、書面を通じてのみ論集編集委員会に問い合わせることができる（書式不問）
- (7) 投稿した群の変更やそれにより生ずる査読結果の改訂は、原則として認められない